

美和中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

岩国市立美和中学校

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- ・ 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ いじめ防止のための組織・・・・・・・・ 3

第2章 いじめ防止

- ・ 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ いじめ防止のための措置・・・・・・・・ 4～5

第3章 早期発見

- ・ 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ いじめの早期発見のための措置・・・・ 6

第4章 いじめに対する考え方

- ・ 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ いじめの発見・通報を
受けたときの対応・・・・・・・・ 7～8
- ・ ネット上のいじめの対応・・・・・・・・ 8
- ・ いじめの解消について・・・・・・・・ 8～9

第5章 重大事態への対応

- ・ 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 対応概要フロー図・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 生徒指導年間指導計画・・・・・・・・ 12

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

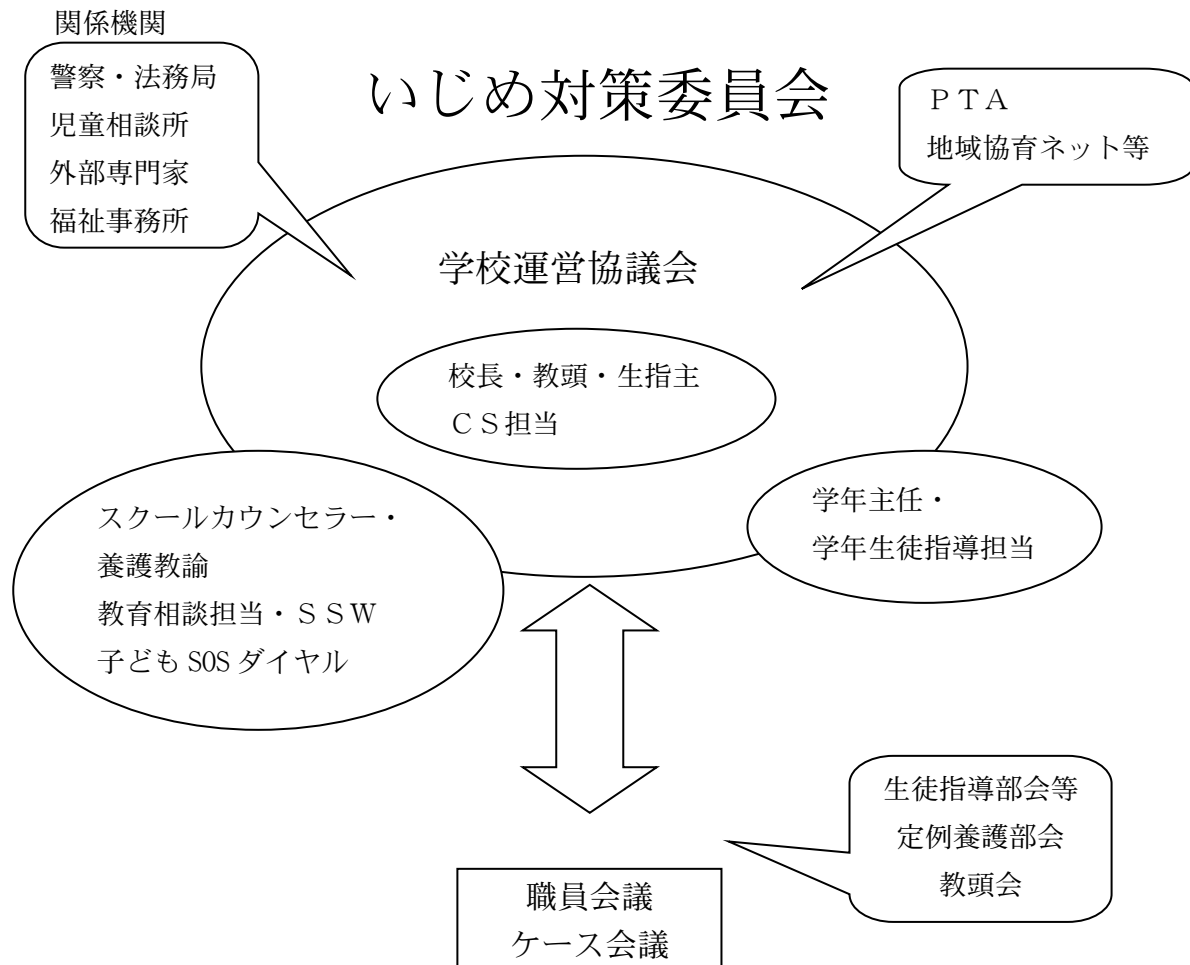
3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、
スクールカウンセラー、学校運営協議会委員



(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 各取組みの有効性のチェック
- カ いじめ防止基本方針の見直し

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

2. いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめを許さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

(6) 学校は「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。

(7) 小中学校の連携の観点から、入学時の児童の情報交換のみでなく、年間を通しての養護部会・生徒指導主任等における生徒及び保護者の状況を共有する。併せて、小中学校共に積極的に授業参観を行い学校や生徒の現状を把握する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、週1回実施する。4月と12月に

Fitを実施する。定期的な教育相談の機会としては、学期毎の教育相談週間がある。

毎日の生活ノートから、多くの情報を入手している。また、日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について、連絡しておくことが必要である。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。

(4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。

定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。併せて、今までに同一の生徒同士のいじめの経緯があればそれらも把握して冷静に判断する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導主任や学年主任に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関との相談をする。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用して生徒の自治力の育成も図る。また、スクールカウンセラーとの連携も必要である。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

3. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

4. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長またはいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況

を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 重大事態への対応

1. 基本的な考え方

(1) いじめの重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態が発生した場合には設置者である教育委員会を通じて市長へ報告する。

(3) いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため保護者と十分連携を取り、必要があれば生徒への弾力的対応を検討することが必要である。

(4) いじめられている生徒を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。

(5) その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

(6) 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。

(7) 適切に関係機関との連携を図ることが必要である。

2. 対応概要フロー図

(学校)

いじめ事案の発生

学校いじめ防止対策組織（対策会議）による対応（第 22 条）

(市教委)

市教育委員会への報告（第 23 条第 2 項）

いじめの重大事態

調査主体の判断・指示

学校主体の調査

市教委主体の調査

学校いじめ調査委員会による調査（第 28 条）

市教委附属機関による調査

（第 14 条第 3 項）
（第 28 条）

調査結果を市教委へ、市教委より市長へ報告（第 30 条第 1 項）

(市長)

再調査の指示（市長が必要を認めた時）

市長の附属機関による再調査（第 30 条第 2 項）

市議会への報告（第 30 条第 3 項）

生徒指導年間指導計画

令和7年度 岩国市立美和中学校

月	主な行事	月目標	活動	配慮すること	生徒理解 実態把握
4	・着任式 ・入学式 ・家庭訪問 ・身体測定	規律	・学習や生活ルールの徹底 ・Fit アンケート実施 ・いじめ対策委員会	・中1ギャップに陥らないように配慮 ・新しい人間関係への不安を取り除く ・適応能力の把握	・生徒環境調査 ・家庭訪問による保護者との相談 ・生活アンケート ・Fit アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
5	・中間テスト ・修学旅行 ・広島研修 ・美和町ウォーキング	礼儀	・連休前指導 ・ケータイ安全教室 ・学校運営協議会 ・校外活動の事前指導	・連休と生活習慣の指導 ・行事への意欲的な参加 ・携帯電話等の危険性を確認する	・通学路の安全調査 ・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
6	・定期教育相談 ・学校開放週間 ・生徒総会 ・期末テスト	健康安全	・定期教育相談	・人間関係の把握	・教育相談 ・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
7	・学期末懇談会 ・終業式	物資の愛護	・長期休業前指導 ・薬物乱用防止教室	・1学期を振り返って、保護者と連携をとる	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
8	・全校登校日	自主自立	・長期休業中の健康安全確認	・長期休業中の安全確認と連絡体制 ・不登校生徒との連絡	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
9	・始業式 ・体育祭	機敏な行動	・新学期の目標	・行事への参加、役割分担と人間関係	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
10	・中間テスト ・文化祭	公德心	・Fit アンケート実施	・行事への参加、役割分担と人間関係	・生活アンケート ・Fit アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
11	・職場体験学習 ・期末テスト ・定期教育相談	勤労	・定期教育相談	・学習習慣の定着	・教育相談 ・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
12	・生徒会役員選挙 ・学期末懇談会 ・終業式	奉仕	・長期休業前指導 ・いじめ対策委員会	・学期末の締めくくりと年末年始の過ごし方の指導 (金銭に関わることを含む)	・生活アンケート ・学校評価アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間 ・Fit アンケート
1	・始業式	自覚	・新年や新学期の目標 ・新生徒会のスタートを盛り上げる	・新年の希望や抱負を抱かせる ・学校評価アンケートの結果確認、方針決定	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
2	・学年末テスト ・立志式	責任	・登下校の安全確認 ・いじめ対策委員会	・積雪時の交通安全に気をつけさせる	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間
3	・卒業式 ・修了式 ・離任式	感謝反省	・1年間の振り返りと次年度への意欲づけ	・新年度への意欲をもたせる ・人事異動による担任不在に気をつける	・生活アンケート ・ノーテレビ・ノーSNS デーみわ週間

☆ 毎日の生活ノートからの生徒の悩み・思いを拾い上げ、随時面談を実施している。

☆ 毎週水曜日にいじめアンケートを実施する。

☆ 常に生徒の情報交換を密に行う。